

レジ袋有料化の過程と自治体
国の緩やかな統制は自治体に影響を与えたのか
The policy process of charging for plastic shopping bags
Has the national loose control impacted local governments?

キーワード：『容器包装リサイクル法』『レジ袋有料化』『緩やかな統制』

【要旨】

本稿では、2006 年容器包装リサイクル法改正後の自主的なレジ袋有料化の取組と、2020 年のレジ袋有料化について、次の点を指摘した。①2006 年改正以降、国の「緩やかな統制」「緩やかな誘導」がありつつも、自治体は、事業者、市民団体と連携し、協定に基づくレジ袋有料化を進め、その削減、レジ袋有料化に対する世論の形成につながっていった。②2020 年義務化に際し、反対していた一部の事業者がレジ袋有料化を容認する方向に転じたのは、国際的な動向に加え、自主的な手法により、自治体等が地域で有料化の取組を進め、世論の喚起等に貢献したことも要因のひとつであったといえる。③自治体と事業者等による協定に基づく有料化等の取組は効果を上げ、売上の活用など、弾力的な対応が可能となった。ただし、自主的な取組では限界があったのであり、国による一律の義務化により、コンビニ業界等も含めた有料化が行われ、より高いレジ袋辞退率が達成された。

鈴木 洋昌

SUZUKI, Hiromasa

(高崎経済大学地域政策学部 准教授)

1. はじめに

2020 年 7 月にレジ袋の有料化義務化(以下「2020 年義務化」という。)が実施された。2006 年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容リ法」という。)」改正(以下「2006 年改正」という。)の際にも、レジ袋有料化義務化に注目が集まった。だが、業界団体の反対等により義務化には至らなかった。

この結果、国は 2006 年改正で自治体や事業者の取組を統制・誘導する手法を導入し、両者は、2020 年義務化まで、協定に基づくレジ袋有料化などに取り組んできた。

本稿は、使い捨てプラスチック問題の象徴ともいえるレジ袋の有料化について、2006 年改正と、2020 年義務化における国・地方の政策過程の相互の影響を分析するとともに、2000 年の分権改革以後の国による「緩やかな統制」の自治体への影響等について論じることを目的としている。

2. 容り法の概要等

2.1 容り法の概要

レジ袋有料化義務化は容り法改正とセットで議論されてきた。同法の目的は、容器包装廃棄物を対象に資源として有効利用を進め廃棄物の減量を図ることにあり、役割分担は市町村が分別収集、事業者が容器包装廃棄物をリサイクルする再商品化などとなっている。事業者は、自主回収等によりリサイクルし義務を果たすこともできるが、通常、容り法の指定法人(容器包装リサイクル協会)へ委託し、委託料を支払うことで再商品化の義務を果たしている。この委託を受け、指定法人はリサイクル等を行う再商品化事業者に委託し、再商品化を行う。

容り法に基づき主務大臣が「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」を定め(傍点は2006年改正の追加)、これに即して分別収集をしようとする市町村は分別収集計画を、都道府県は必ず分別収集促進計画を定めなくてはならない。

また、2006年改正により、前年度に用いた容器包装の量が50トン以上である容器包装多量利用事業者については、毎年度、容器包装を用いた量や容器包装の使用の合理化により、その排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施状況に関し、主務大臣に報告(以下、当該報告を「定期報告」という。)する義務が課せられた。また、大臣は省令で「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組むべき措置に関して当該事業者の判断の基準となるべき事項(以下「判断基準」という。)」を定め、定期報告の内容が判断基準に照らして著しく不十分であるとき、大臣は勧告、公表、命令の措置をとることができるようになった。

2.2 循環型社会形成推進交付金の概要

「循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)」は、2004年度の三位一体改革により、従来の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした施設整備費補助金を改革し、2005年度に創設された。この交付金は2006年改正とリンクし、運用されていく。

交付金は「市町村等の策定する『循環型社会形成推進地域計画(以下「地域計画」という。)」に対する総合的支援制度」となっており、その特徴は①地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能であること、②明確な目標設定と事後評価を重視していること、③国と地方が構想段階から協議し、循環型社会づくりを推進することにある(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 2006:411-412)。

①について、交付金を申請する際には、地域計画に当該施設が位置づけられている必要があり、②として、交付期間終了後、市町村は、地域計画の目標達成状況等につ

いて評価を行い、これを公表し、大臣に報告する必要がある。さらに、③として、地域計画の策定にあたっては、市町村等や都道府県、国が意見交換を行う循環型社会形成推進協議会の開催が求められる。

3. 先行研究等

本稿では、環境政策における国の政策過程の地方への影響と地方の取組の国へのフィードバック、自治体に対する「緩やかな統制」、事業者に対する「緩やかな誘導」について論じることとしている。それぞれ環境政策における国の政策過程と地方の関係、国による自治体への統制の変化、環境政策における事業者の誘導手法に関連する先行研究をレビューし、その課題等を明らかにする。

3.1 環境政策における国の政策過程と地方

レジ袋有料化にかかわる国の主要なアクターとして経済産業省(以下「経産省」という。)や環境省がある。環境政策を担う環境庁(環境省)は「役所として後発であり、権限配分も少ないことから力も弱い、横断的総合調整機能も十分には発揮されない」ため、その「政策については、各省との調整プロセスの中で形成されていく」とされる(城山ほか 2002:67)。久保は同庁の資源である長官の人選、世論の動向などから、環境行政の構造的特徴を分析している(久保 1998)。1973 年以降の環境行政の停滞・後退の背景には「不況の長期化等により、国民の関心が環境保全よりも経済成長に移り、産業界の発言力が増す一方、環境庁に対する世論の支持が低下したこと」等があった(久保 1998:435-436)。また、中央省庁改革以前、厚生省は「ごみ処理部門では主管省であるだけに、自治体の関連部局とのさまざまな結びつきははるかに強」とされ(寄本 1998:36)、これは現在の環境省にも当てはまる。通産省は「産業界の立場を代弁し、産業発展にとって障害となる環境規制には、規制の必要性和因果関係について明確な科学的根拠が必要として反対し続ける」とされ(久保 2019:41)、現在の経産省も同様といえよう。

こうした中、環境行政は「自治体の先進的な取組を全国に広げること誕生」し「自治体との事務の連携の重要性は大きく、環境の状態の測定等の多くは法定受託事務となっており、「政策形成過程においても実施可能性や自治体の事務の執行能力、自治体の意向、自治体のニーズが考慮の大きな要素となる」(城山ほか 2002:66)。実際、環境影響評価制度について、国レベルでは「経済界の強い反対に加えて、通産、建設、運輸等の省庁が所管事業の除外を求め不調に終わった」とされ(伊藤 2002:111)、縦割りの弊害があった中、先進的に自治体レベルでの対応が行われた。こうした地方の取組が環境影響評価法の制定につながった側面もあろう¹⁾。

本稿が対象とする容り法の政策過程は、寄本 1998 や久保 1998 が分析しているが、

レジ袋有料化義務化は対象としていない。中野 2019 は 2006 年改正と 2020 年義務化を対象としているものの、国・地方の相互の影響を分析するものとはなっていない。この背景には、分権改革が進められる中で、2000 年代には、必置規制をはじめ、地方への義務付け・枠付けの見直しなど、国の制度改革の地方への影響に注目が集まったこともあると考えられる。環境分野以外でも、例えば福祉分野では国・地方の関係として社会福祉基礎構造改革といった国の制度改革の地方への影響の研究が中心となっている(大森 2000、大森 2002 など)。

3.2 分権改革後の国による地方の統制手法の変化

2000 年の分権改革以降、国と地方は対等・協力とされ、また機関委任事務の廃止等により、通達等による地方の統制が認められなくなった。こうした中で、今井や磯崎は法令による行政計画策定の地方への努力義務化などを挙げ、今井は行政統制から立法統制へと変化してきていること(今井 2018)、磯崎は自治体の自主性・自立性を阻害していること(磯崎 2021 : 137)などを指摘している。また、磯崎や松井は地方創生を事例としながら、それぞれ目標管理型統制システムによる誘導(磯崎 2023:35)、松井は基本方針による管理の活用(松井 2017:10)を指摘している。このように 2000 年の分権改革以降、国と地方の関係が変化し、改革以前と異なる手法が用いられている。ただし、松井は「各自治体が自らの既存政策体系を用いながら自主的・自発的に(総合戦略の)計画化を選択している」としており(松井 2017 : 49)、必ずしも国が地方に強いという構造ではないともいえる。また、計画策定が努力義務であっても「省庁のホームページで策定状況が公表され、他団体の取組と比較・参照されることによって、結局、策定せざるを得ない状況に追い込まれる」(鈴木 2019:152)²⁾のと同様に、「緩やかな統制」では、財政的援助とともに、公表という情報発信も統制の実効性を高めていると考えられる。

目標管理型統制システム等は、2000 年の分権改革以降の国による「緩やかな統制」ととらえることができるものの、それに地方がどう対応しているのか、その研究は限定的といえる。

3.3 環境政策における事業者の誘導手法

環境政策手法には①直接規制的手法、②枠組み規制的手法、③経済的手法、④自主的取組手法等がある(経済社会のグリーン化メカニズムの在り方検討チーム 2000)。②は「目標の提示、一定の手順・手続きを踏むことなど行為の枠組みを示し、その遵守を義務づけることによって規制の目的を達成しようとするもの」で、④は協定等を含み、「事業者等が、自らの行動に一定の努力目標を設け、自主的に環境保全のための取組を行うもの」である。

本稿のレジ袋有料化義務化について②④を整理すれば、②である定期報告は、判断基準と組み合わせることで、「法改正によらずに、事業者の活動の促進拡大を図っていくことを可能にしている」(小幡 2015:184)。④としての判断基準は「画一的な基準を示してその履行を強要するのではなく、基準の達成にあたって規制対象者の創意工夫を引き出すことが法目的の達成の観点から望ましいような場合」に示される(北村 2023:149)。また、協定に基づくレジ袋有料化について、堀 2022 は、先行研究を整理するとともに、2006 年度以降 2020 年までに、県および市町村単位での有料化を含む協定方式等でのレジ袋削減の取組を分析している。協定の位置づけは「公共目的達成のために、求められる行為の内容を行政と個々の事業者の間で個別に調整する手法」で、メリットとして、行政には「法律で求められている義務よりもさらに厳しい要求を、事業者の同意のもとに、必要に応じて課すことができる」こと、事業者には「一般的宣伝効果」などがある(北村 2021:64-69)。

このように自主的な手法について研究が行われ、自治体に対しては環境省によるレジ袋調査が実施されているものの、事業者への誘導については、個々の事業者の取組が経産省から公表されておらず、データの制約などから、実店舗での減量化効果の把握などが中心となっている。

4. 本稿の分析対象、検討の枠組みとリサーチクエスション

本稿では、分析対象を主として市町村に設定し、検討を進める。これは、市町村が交付金の対象であり、また地域計画の策定主体であることから、レジ袋有料化における「緩やかな統制」の影響を分析することが可能と考えるためである。

また、本稿では、国と地方、国・地方と事業者の関係を分析していく枠組みとして義務によらない「緩やかな統制」、「緩やかな誘導」に着目し、礒崎の目標管理型統制システム(礒崎 2023 : 35)、松井の基本方針による管理(2017 : 10)を踏まえ、検討を進めていく。具体的には、国が目標や基本方針を定め、法令の努力義務や交付金の要件として自治体による計画策定を求め、こうした国の目標等に適合した自治体に財政的な支援等を行う手法である。この手法は、特定の取組ではなく、あくまでも計画策定等の枠組みを義務付けるにとどまり、財政的支援や当該計画の公表等により、取組の実施を促すものとなっている。本稿ではこれを「緩やかな統制」と定義する。実際、自治体側が計画策定等にどう対応するかは裁量があり、さらには、計画における目標設定、その達成手法なども独自のものを選択することができる。ただし、公表によって、自治体間で取組が比較参照され、特定の行為の実施を余儀なくされることも考えられる。

事業者を誘導する手法としては直接規制等のさまざまな手法がある中、2006 年改正以降採用された判断基準と定期報告、さらには協定に着目する。こうした手法につ

いても、判断基準の達成に向けた取組については事業者に一定の裁量が認められ、協定の内容も締結者に委ねられる。こうした手法を「緩やかな誘導」として分析を進めていく。

「緩やかな統制」の実効性を担保していくには、自治体間の取組が比較参照されやすいような国からの情報提供・発信も重要である。「緩やかな誘導」についても、北村が事業者のメリットとして「一般的宣伝効果」を挙げるように、積極的に取り組む事業者が注目され、その取組が社会的に理解を得られるような対応が不可欠である。このため、国等による公表、新聞報道にも着目していく。

こうした枠組みで検討を行う本稿のリサーチクエスションは次の3点に集約される。

1 点目が国の縦割りによるレジ袋政策の停滞等が地域の取組にどのような影響を与えたのかという点である。

2 点目が、地域の取組が国の取組へどうフィードバックされたのかという点である。

3 点目が、自治体への「緩やかな統制」、事業者への「緩やかな誘導」という自主的な取組の限界はあったのかという点である。

こうした点について、2006 年の容リ法改正と、2020 年義務化を対象とし、分析していく。以下、リサーチクエスションの1 点目については5 章と7 章、8 章で、2 点目、3 点目については6 章を中心に論じていく。

5. 2006 年改正の政策過程

経産省・環境省は 2004 年に容リ法改正の検討を開始し、2006 年改正に至る。改正に向け、経産省の産業構造審議会(以下「産構審」という。)の環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG(以下「WG」という。)と環境省の中央環境審議会(以下「中環審」という。)の廃棄物リサイクル部会(以下「部会」という。)で審議が進められる。両者は合同会合も開催しており、そこでは経産省、環境省の立場、両審議会の違いが明らかとなりやすい。また、2005 年 5 月 20 日には、スーパーマーケット等からなる日本チェーンストア協会(以下「チェーン協会」という。)がレジ袋有料化の法制化を国に要望することを決める一方、日本フランチャイズチェーン協会(以下「フランチャイズ協会」という。)は7 月 11 日に有料化に反対する文書を提出した。スーパーマーケットとコンビニでは来店頻度、来店動機等も異なり、業界団体間の考え方の相違が明確であった。

合同会合の状況をみると、5 月 30 日の第 8 回には、WG、部会のそれぞれが議論の整理を提出する。レジ袋について、前者は「事業者の努力などを後押しして有料化などを通じて削減」、後者は「無料配布を禁止する措置(法的措置、自主協定の締結等)を講じる」としていた。また、「緩やかな統制」等のうち、自治体に関しては、両者ともに行政計画の活用が指摘され、特に後者では、具体的に「地域計画」の活用と言

及された。事業者に関しては、判断基準の設定や指導勧告といった相違はあるものの、両者が自主的な取組の報告・公表を挙げていた。この会合の議事録をみると、レジ袋有料化に言及していたのはチェーン協会や市民団体の関係者に限られ、自治体関係者の発言はほとんどなかった³⁾。また、日本経済団体連合会の委員からは、自主行動計画の重要性が主張される。さらには、WG の中間取りまとめに関する議論では「レジ袋有料化の法制度化は、憲法に示されている営業の自由に抵触しないか」といった言及もあり⁴⁾、環境省もレジ袋有料化義務化の法的課題を認識していた⁵⁾。ただし、部会で法学者は、「法的措置についてもかなり柔軟に考える余地はある」と発言していた⁶⁾。

レジ袋に関して、WG は最終報告で「事業者が取り組むべき事項(例えば、小売業におけるレジ袋の有料化等の取組による使用の合理化等)を国が示すと同時に、その遵守を求め、その取組状況のフォローアップを定期的な報告や審議会の場合などを活用して行う」とした(産構審環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ 2006:12-13)。最終的に、経産省側に立って、事業者への直接的な規制ではなく、自主的な「緩やかな誘導」が提言されたといえるのである。

一方、部会は「小売店における無料配布の抑制のための法的措置を講じる」「措置の具体的な内容については、実効性の確保を旨としつつ、法制的な観点も含め妥当な方策を検討すべきである」とした。あわせて「消費者の参加の下で地方公共団体との自主協定を締結すること等により、地域の取組として一層のレジ袋等の発生抑制を図ることも有効」とし、三者協定の活用を提案した。市町村による発生排出抑制については「交付金の申請に当たり策定する『地域計画』の活用を図り」、「容器包装廃棄物の発生抑制・再使用等の推進に係る具体的な方策を位置付けることが必要」、計画の「進捗状況を把握し、その結果を公表することが望ましい」とした。分別収集計画についても「『容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項』を充実させることが必要」とされた(中環審 2006:6,9,10)。このように中環審の提言では、交付金と組み合わせ、市町村の行政計画を活用し、レジ袋有料化を含めた発生抑制を促すとした。事業者への直接規制に強く踏み込めない中で、環境省側に立って、自治体の自主性に依拠した「緩やかな統制」が提言されたともいえよう。

このように法的課題や業界団体の主張、さらには、経産省の考えもあり、環境省はレジ袋有料化を断念し、最終的に、全体で合意できる自主的な取組を基本とする法改正等が行われたのである。この結果、自治体には地域計画による誘導、分別収集計画の公表の義務化等、事業者には定期報告が導入され、その妥当性を判断する判断基準が制定された。

なお、2013 年に法改正が検討された際も、フランチャイズ協会の反対等により、現行制度の継続となった(中野 2019:81)。

このような国の政策形成過程を踏まえた「緩やかな統制」に対して自治体はどのように対応したのか、次章で検討していく。

6. 2006 年改正による「緩やかな統制」「緩やかな誘導」と自治体等の対応

6.1 「緩やかな統制」「緩やかな誘導」の概要

地域計画では、発生抑制、再使用に係る施策の内容を記載する必要があった。そのマニュアルでは「マイバッグ運動・レジ袋対策・簡易包装など地域で解決可能な施策に関する事項」を記載することとされ、記載例では「地域内の商工会議所等と協力し、レジ袋配布の有料化、マイバッグ運動(買い物袋の持参運動)等を推進する」ことが示された。この地域計画は公表の必要があった。さらに、作成マニュアルに基づき、計画を策定する市町村等は、国及び都道府県とともに当該市町村等で循環型社会形成推進協議会を開催して意見交換を行うこととなっていた。この協議会について、例えば、広島市では買物袋持参運動の状況といった内容で活発な意見交換が行われていたとされ(木村 2006 : 449)、こうした場も「緩やかな統制」につながっていたと考えられる。そして、計画期間後には、評価を行い、それが公表されることで、「緩やかな統制」の実効性がより担保されていくのである。

分別収集計画には、容リ法に基づき公表が新たに義務付けられ、計画記載事項の一つが「容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項」となり、促進が加えられた⁷⁾。改正基本方針では排出の抑制の視点が打ち出され、当該項目については「国、地方公共団体及び事業者にあつては容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、また、消費者にあつては容器包装廃棄物の排出を抑制するため、それぞれの立場で密接な連携協力を図りつつ積極的な取組を果たすことが求められている」とされた。改正前の方針では「それぞれの立場で積極的な取組を果たすことが求められている」としていたのに対して、改正後は主体間で連携協力し、排出の抑制を促進することを打ち出しており、分別収集計画はこれに即する必要があった。さらに、計画策定の手引きでは参考例として 3R 推進のための地域協定、自主協定などが示されていた(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 2007:16-17)。

事業者への対応としては、有料化義務化でなく、判断基準と定期報告により、「自主的取組を促進するもの」となった⁸⁾。判断基準では、レジ袋を含めた容器包装の有償提供、マイバッグ配布等の消費者による容器包装廃棄物の排出抑制促進等の取組、薄肉化・軽量化された容器包装の活用や簡易包装の促進など、容器包装の過剰な使用の抑制が規定された。また、「事業者は、容器包装の使用の合理化のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする」とされ、主体間の連携が規定された。

このように、2006 年改正で、国は、自治体や事業者の協定に基づくレジ袋有料化

を促進するかたちとなったのであり、自治体には「緩やかな統制」、事業者には「緩やかな誘導」を用い、連携によるレジ袋削減促進の仕組みが制度化されたといえよう。ただし、緩やかな統制・誘導については「独自の目標を掲げてその達成に努力するという、日本のひ弱な環境政策に典型的な『企業の自主取り組み型』に終わった」(井田 2019:39)との意見もある。

こうした中で、廃棄物処理を所管する自治体、そして事業者は国の「緩やかな統制」「緩やかな指導」にどう対応したのであろうか。

6.2 「緩やかな統制」「緩やかな誘導」への対応と限界

有料化義務化とはならなかったものの、2007年4月の改正法施行の影響により、協定による有料化に向けた機運が高まっていく⁹⁾。実際、「市域全体では2007年9月の三重県伊勢市、県単位では2007年11月(2008年4月開始)の富山県が全国初」とされ(堀 2022:6)、自治体、事業者、市民団体による取組が進められていく。

協定締結までの協議過程について、京都市では、2006年6月の改正法成立時から市は「小売業界と市民団体、市でつくる『市レジ袋有料化推進懇談会』を作り、スーパーや市民団体に呼びかけ有料化に向けた議論を続けてきた」¹⁰⁾。2007年1月からは有料化が開始され、4月には拡大された。

名古屋市では、2006年12月に既存の「容器・包装3R推進協議会」(消費者、事業者、学識者、行政で構成)に新たに「販売時容器包装削減検討部会」が設置され、レジ袋有料化の検討を開始する。2007年10月から同市の緑区で「レジ袋有料化促進モデル事業」を実施し、2008年10月には東部7区、2009年4月には西部8区に拡大し、全市実施に至った。「市が中心になって」、「各事業者に担当者を派遣し、協力を要請」し、「2年近い時間を費やし」、2009年4月の全市実施にこぎつけた¹¹⁾。全市実施に先立ち、2008年1月に策定された名古屋市の地域計画(計画期間：2008-2014年度)をみると、レジ袋有料化の全市展開が位置づけられ、取組が進められていく。計画期間終了後に作成された「計画目標達成状況報告書」では当該取組が記載され、2014年12月に策定された名古屋地域の第2期地域計画でも¹²⁾、レジ袋有料化が位置づけられ、継続的に対応が行われていくのである。

このように行政主導で地域の消費者団体やスーパーを巻き込んだ協定締結が進むのは、「小売店側の意向が大きい」とされる一方、国等による情報発信の影響もあり、自治体側には「隣町に遅れたくない」との意識が働き、「ドミノ倒しのよう有料化が広がった」と考えられる¹³⁾。

実際、自治体の取組を位置づけた地域計画は環境省のHPで公表される。またレジ袋削減の具体的な取組については、環境省から自治体に調査が行われ、その内容は地域計画と同様に環境省のHPで公開され、報道機関が取り上げることで比較参照され

る。この結果、他都市に遅れないといった意識が強まり、一定の実効性をもって「緩やかな統制」が運用されていく。

表 1 に環境大臣が有料化に際して参考にしようとした富山県に加え、名古屋市や京都市、条例で対応した杉並区のレジ袋有料化の取組をまとめた。協定、条例ということで手法は異なるものの、対象は協定締結事業者やレジ袋多量使用事業者と限定的となっている。また、条例を活用した杉並区であっても、有料化等とされ、目標を達成していれば、これ以外の手法も認められていた。売上の使途について、富山県、名古屋市、京都市では、環境保全への活用など地域環境の改善に資する取組となっている。協定という手法を用いることによって、こうした弾力的な運用が可能になったと考えられる。

表 1 自治体レベルでのレジ袋有料化の事例

	富山県	名古屋市	京都市	杉並区
根拠	登録(協定)	協定	協定	条例
開始・施行	2008 年 4 月	2009 年 4 月全市 (2007 年 10 月に モデル実施)	2007 年 1 月 : 1 店 舗(5 月から拡大)	2008 年 4 月
対象事業者	スーパー等	スーパー等	スーパー等	レジ袋多量使用事業者 注 1 の事業所等所有
抑制手法	有料化	有料化	有料化等	有料化等の抑制措置
売上の使途	環境保全に活用、 事業者ごとに寄付	還元の規定あり	還元の規定あり	任意(環境保全に用い た場合には公表)
備考	2013 年 10 月に登 録方式に変更	地域計画記載有	地域計画記載有	2 ヶ年で目標達成のため の計画を策定し、報告 注 2

注 1: ①レジ袋 20 万枚/年以上使用、②マイバッグ等持参率 60%未達成、③食料品等販売業の許可

注 2: 目標は②マイバッグ等持参率 60%、取組が不十分な場合公表

注 3: 表のすべての事例で販売価格の統一的な規定なし
(出典) 当該自治体の HP 等の情報により筆者作成

表 2 に、政令市等の協定によるレジ袋有料化の取組を整理した。新たな政令市や中核市の指定による対象の増加はあるものの、2009 年度の 30 団体から 2013 年度には三者協定のみで 33 団体と微増し、翌年度には微減している。また、市民、自治体、事業者の三者協定が多く、国の統制がありつつも、京都市や名古屋市の事例、さらには堀の指摘のように、地域で討議を重ねた成果と推測される。さらに、2015 年度調査¹⁴⁾におけるレジ袋削減の計画の位置づけをみると、市区町村の 179(24%)が分別収集計画に、386(52%)が廃棄物処理計画に、184(25%)がその他の行政計画に根拠を有

表 2 政令市等の協定によるレジ袋有料化の取組

年度		09	10	11	12	13	14
計	二 者	30	26	30	7	7	6
	三 者	37%	38%	36%	8%	8%	7%
					28	33	28
					34%	39%	33%
回答自治体数		82	68	83	83	85	86

出典) 環境省「レジ袋に係る調査(各年度)」より筆者作成

※政令市等は、政令市、中核市、特別区をいう

※割合の分母は回答数、2010 年度は震災の影響あり

※2009 年から 2011 年は二者・三者の協定の区分なし

していた。

2009 年度から割合は上昇し、3 割から 4 割の自治体で協定に基づく取組が行われてきたが、2014 年度に自治体数が減少に転じるなど、自主的な取組には限界もあった。

表 3 に政令市の地域計画の状況を示した。8 割超の団体でレジ袋の記載がみられ、有料化等を記載する団体も増加した。しかしながら、例えば、2010 年の岡山市の地域計画では、リサイクル推進協力店によるレジ袋対策等に関して取組の形骸化に言及するなど、自主的な取組には限界があった。

表 3 政令市の地域計画のレジ袋対策の記載				
時点	策定団体	レジ袋	有料化	協定等
2006/ 8/15	6	5	0	2
	(15)	83%	0%	33%
2010/ 11/8	18	15	4	6
	(19)	83%	22%	33%
2014/ 12/11	18	15	4	7
	(20)	83%	22%	39%

出典：政令市の循環型社会形成推進地域計画より筆者作成
 注：レジ袋にはマイバッグ持参等含む
 注：協定等には協働の取組なども含む
 注：策定団体の()は政令市数、割合の分母は計画策定団体

さらに、経産省の定期報告制度集計結果によると、自治体と協定を締結している事業者は、2014 年度に 50 事業者であったが、2020 年有料化の前年度の 2019 年度には 41 事業者となっており¹⁵⁾、自主的に有料化の取組を拡大していくには限界があった。

このように、自主的な取組では拡がりに限界がある中でも、自治体は、事業者、市民との協定等を用いながら、レジ袋有料化による売上の活用を含め、地域の環境改善に資するように対応していたといえる。

6.3 世論等の動向

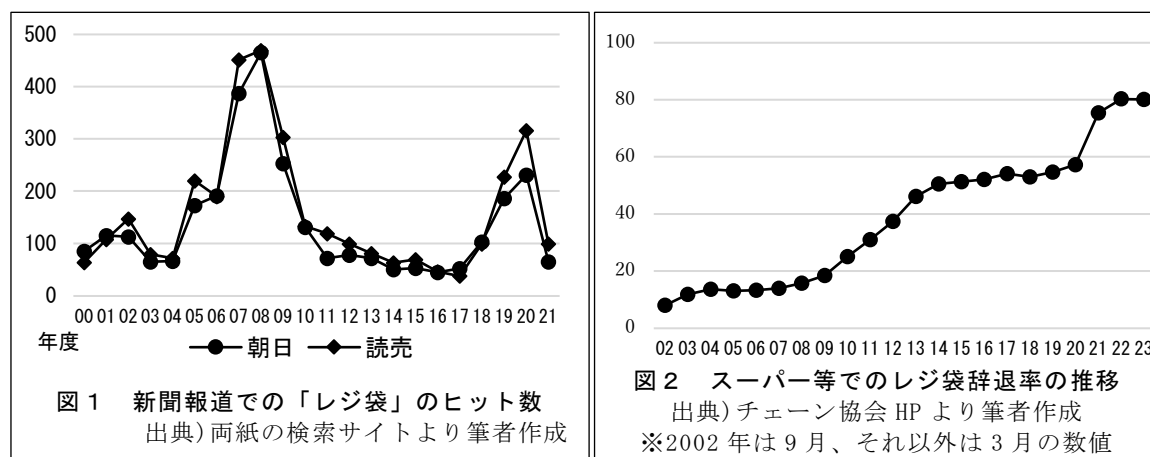
こうした自治体等による地域での取組はどのような影響を与えたのであろうか。事業者との協定に基づく自主的な取組には限界がある中で、レジ袋対策を一層進めていくうえでは法令による有料化の一律の義務化が選択肢に入ってくる。ただし、いったん断念した義務化を再度アジェンダとして設定するには「世論を形成し、味方を多くするか」が重要であり(真淵 2020:86)、マスコミ報道や国民の意識の変化が大きな要因の一つとなろう。また、自主的な手法では取組が社会に認知される必要があり、報道の役割は重要であった。

図 1 に新聞報道での「レジ袋」のヒット数を示した。2006 年改正前の 2004 年度から増加に転じ、2008 年度まで増加し、いったん減少したのち 2018 年度以降、2020 年義務化まで増加し、減少に転じている。2020 年度の増加は有料化義務化の影響であり、2008 年度の増加は、自治体と事業者等の協定に基づく取組によると考えられる。こうした認知度の高まりも自治体間での取組の比較や企業の知名度向上にもつながり、「緩やかな統制」「緩やかな誘導」の実効性担保に寄与した部分もあったと考えられる。

また、NHK 放送文化研究所の ISSP 調査によれば、包装を断ったり、買い物袋を持

参している人の割合は1992年の24%、2000年の33%から、2006年改正後の2010年には69%、義務化後の2020年には87%となっている。このうち、2000年から2010年の変化は、協定に基づくレジ袋有料化等の影響と考えられる。

図2にレジ袋辞退率の推移を示した。協定に基づく有料化の広がりや、世論の動向もあり、2007年には14%程度であったチェーン協会のレジ袋辞退率は2006年改正以降上昇し、2014年には50%超となる。その後、伸びが鈍化したが一時的に、2020年義務化により、再び辞退率が上昇し、2022年には80%超となった。



このように、2006年改正前後は新聞で報道され、有料化義務化の法制化断念後も協定に基づく取組もあり、レジ袋辞退率は上昇し、また、買い物袋を持参している人の割合も高くなった。だが、その後、レジ袋辞退率は伸び悩む状況であった。

こうした状況から、レジ袋有料化のきっかけは国の「緩やかな統制」「緩やかな誘導」だが、自治体と事業者等が協定による取組を進め、住民の意識や行動に影響を与えたことが指摘できる。しかしながら、事業者への「緩やかな誘導」ではコンビニ等の協力が得られず¹⁶⁾、環境政策手法としての限界もあったのである。

7. 2020年の有料化義務化の過程

7.1 海洋プラスチック憲章と日本の対応

世界経済フォーラムが世界の海に漂うプラスチックごみが増加し、2050年までに重量換算で魚の量を超すと予測し¹⁷⁾、海洋プラスチック問題の関心が高まりをみせる。

2018年1月には、EUが欧州プラスチック戦略を策定する。2017年10月18日には中環審に第4次循環型社会形成推進基本計画の策定が諮問され、循環型社会部会で検討が進められる中、国際動向もあり、2018年2月に同部会に示された素案では「プラスチック資源循環戦略」の策定が追記される。この時点の計画案では、指標としてレジ袋辞退率(マイバッグ持参率)が盛り込まれ、小売事業者には「レジ袋の削減やマイバッグの推奨」といった「取組を進めることが期待される」との記載にとどまってい

た。2018年4月の同部会では日本経済団体連合会の委員から「内容如何によっては企業の事業活動に過度な影響を与えるのではないかとということで、経済界としても大きな関心を持って見ていきます」との発言がなされる。パブリックコメントが実施され、レジ袋の記載は変更されることなく、最終的に6月19日に同計画は閣議決定された。

これに先立ち、2018年6月8日・9日に開催されたG7サミットで、カナダは2030年までに100%のプラスチックの再使用、リサイクルを可能にするといった具体的な目標を有する海洋プラスチック憲章への署名を提案する。だが、日本は、アメリカとともに、署名しなかった。この理由は「カナダから案が示されたのは4月半ば」であり、「年限を区切った数値目標で合意するには、政府内や業界と調整する時間が足りなかった」((環境省)地球環境局の幹部)¹⁸⁾ことにあった。これに対して、国内外で激しい批判が起きた¹⁹⁾。このため、安倍首相からは「環境省などに海洋プラスチック対策を検討するよう指示が出された」(井田 2020:33)²⁰⁾。

このように、日本の対応は、G7でのカナダの提案に間にあっておらず、憲章に署名できない状況であった。対応が後手に回る中、国際動向と国内の世論もあり、2019年のG20に向け、「プラスチック資源循環戦略」の策定に焦点が集まっていく。

7.2 プラスチック資源循環戦略の策定

2018年7月13日に「プラスチック資源循環戦略」の策定が中環審に諮問され、プラスチック資源循環戦略小委員会で検討が進められる。事務局には、オブザーバーとして経産省等も加わった。第1回の委員会では、大阪市や廃棄物処理事業を実施している市区町村等の集まりである全国都市清掃会議、さらには市民代表の委員から(自主的な手法による)有料化の限界が指摘され、レジ袋の有料化義務化を推進すべきといった意見が出される。2018年10月19日の第3回小委員会に出された素案では「レジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)をはじめ、無償頒布をやめ、『価値づけ』をする」という内容が盛り込まれる。日本プラスチック工業連盟の委員からは懸念が示されたものの、日本経済団体連合会の委員をはじめ、有料化の取組に賛同する意見が多数を占めた。ただし、これ以上の内容が示されることはなく、2019年3月に答申が出される。

最終的に、2019年5月31日に、経産省、環境省を含めた1庁8省の連名で「プラスチック資源循環戦略」が決定され、第3回小委員会の文言が盛り込まれる。

このようにレジ袋有料化義務化の方向性は中環審で出され、環境省が主導していた。特に、義務化は、環境大臣の原田義昭が「就任以来、熱心に取り組んできた目玉政策の一つ」であり、中環審における検討の早い段階、2018年10月4日の報道各社のインタビューで義務化の検討を明言していた²¹⁾。この時の業界側の考え方として「小売業界は『国が決めるなら従う。早く決めてほしい』(コンビニエンスストア大手幹部)

と議論の行方を注視する構え」であった。「無料提供を続けるコンビニも環境問題や海外の規制の動きは意識しており、『有料化の流れは止められない。不公平にならないように(国に)縛ってもらった方がいい』(業界関係者)と義務化を望む声上がる」状況であった²²⁾。さらに、2018年11月13日には日本経済団体連合会が全国一律の制度とすることを求める意見書を公表し²³⁾、11月19日付けでチェーン協会は早期の法制化を求める要望書を環境大臣に提出する²⁴⁾。チェーン協会も「事業者間に不公平が起こることなく、また、消費者が混乱することのない制度設計」を要望していた。

このように、プラスチック全体に占める割合は2%程度と小さいものの、使い捨てプラスチックの象徴としてレジ袋が取り上げられ、自治体と事業者が協定に基づき取り組んできた有料化について義務化の方向で検討が進められていく²⁵⁾。特に、業界団体等は自治体ごとの取組ではなく、全国一律の対応を求める状況であった。

7.3 経産大臣・環境大臣のやり取りと有料化対象レジ袋の例外設定

その後、経産大臣、環境大臣でやり取りが行われる。2019年6月3日の記者会見で、環境大臣の原田はレジ袋の無償配布を法令で一律に禁じる方針を表明する²⁶⁾。特に、原田は、地方の成果を重視し、有料化によるレジ袋の売上は環境対策等に充当されるなど、富山県を参考にするとした。これに対し、経産大臣の世耕弘成は、同7日の記者会見で、判断基準の改正で対応する考えを明らかにする²⁷⁾。このように、「主導権争い」があったものの²⁸⁾、同29日に閉幕したG20大阪サミットで、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有されており、国際動向などもあり、レジ袋有料化義務化は国策として既定路線であった。ただし、経産省が主導することで、協定に基づく地方のレジ袋有料化の国の取組へのフィードバックは限定的となった。

その後、判断基準改正の検討が進められる。2019年9月26日に産構審の産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ、中環審の循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会の合同会議が開催され、有料化義務化の具体的な内容が議論される。判断基準改正を主導した経産省が環境省とともに、審議会を運営していく。

事業者ヒアリングで、フランチャイズ協会などの業界団体は賛意を示す。中環審の委員からはバイオプラスチック製のレジ袋など例外を設けることについて反対の意見が出される。だが、業界側の意見もあり、最終的に例外規定が設けられる。パブリックコメントを経て、3か月後の12月25日に「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」が取りまとめられる。同27日に判断基準が改正され、バイオプラスチック製のレジ袋や繰り返し利用が可能な厚手の袋は除外された。また、価格は事業者

の判断に任せられ(1 円以上)、売上の活用も同様であった。さらに、業界団体の意見もあり、義務化の開始は 2020 年 7 月からとされた。

結局、「プラ製袋の製造業界や流通業界を所管」している経産省が「レジ袋をなくすことには消極的」であったため²⁹⁾、例外規定等が設けられた。

8. 2020 年義務化を踏まえた自治体の取組

このように判断基準の改正により、罰則等はないものの、事業者に対しては一律にレジ袋有料化が義務化され、「緩やかな誘導」ではなく、直接規制が行われることとなった。一方、基本方針は改正されず、自治体には、事業者等と連携した取組が依然として求められている。また、地域計画作成マニュアルではレジ袋配布有料化等の記載は削除された(環境省環境再生・資源循環局 2022 : 22)。さらに、プラスチック製買物袋有料化実施ガイドラインでは、自治体の取組について「従前の制度であるか今後整備される制度であるかにかかわらず、プラスチック製買物袋の排出抑制の促進のため、本制度の上乗せを含めた更なる取組が行われることを妨げるものではない」とし(経済産業省・環境省 2019:11)、上乗せを許容している。このように、国が事業者有料化を直接義務付けることによって、国・事業者間で取組が完結するようになり、基本方針は維持しつつも、自治体の取組の公表等は行われず、国の「緩やかな統制」はなくなったといえよう。

こうした中で、2020 年義務化以降の自治体独自の取組として、富山県では、国の制度に上乗せし、例外を設けないレジ袋削減を推進するとともに、他の環境配慮項目も加えた登録を継続している。京都市でも取組が続けられている。また、京都府亀岡市ではレジ袋配布が禁止された。一方、市町村で、はじめて市域全体でのレジ袋有料化に取り組んだ三重県伊勢市はレジ袋有料化を進める団体を解消した。

環境影響評価制度をはじめ、国が後追いで法制定をした環境政策と同様に、国が法令によってレジ袋有料化を義務化することによって、皮肉にも、自治体で自ら対応できる領域が限定される結果をもたらした。こうした中、一部の自治体では、主要部分は国の法令に委ねつつも、地域の実情等に応じて、上乗せが継続されているといえよう。

9. 結語と検討課題

本稿の分析を踏まえ、以下に結論と今後の課題をまとめる。

1 点目として、2006 年改正では、レジ袋有料化義務化は、経産省や利害関係者の合意を得ることができず、先送りとなった。国の「緩やかな統制」「緩やかな誘導」がありつつも、自治体は、事業者、市民団体と連携し、事業者の主体性や創意工夫に依拠しながら、レジ袋対策に取り組み、レジ袋の削減、世論の形成につなげていった。

こうした創意工夫が環境大臣も参考にしようとした富山モデルの創出をはじめ、地域の取組につながったといえるのである。

2点目として、2020年義務化に際し、反対をしていた一部の事業者がレジ袋有料化を容認する方向に転じたのは、国際的な動向に加え、「緩やかな統制」「緩やかな誘導」という自主的な手法により、自治体、事業者が地域で有料化の取組を進め、世論の喚起等に貢献したことも要因のひとつといえる。ただし、省庁の争いの中で、経産省が主導したことでレジ袋の売上の地域還元といった取組は採用されなかった。

3点目として、自治体と事業者、市民団体等による協定に基づく有料化等の取組は効果を上げ、売上の活用など、弾力的な対応が可能となった。しかしながら、あくまでも自主的な取組であり、その広がりという点で限界があった。最終的には、直接規制という国による一律の義務化により、コンビニ業界等も含めた有料化が行われ、より高いレジ袋辞退率の達成が可能となったといえるのである。

このように、「緩やかな統制」を契機としつつも、地域で住民や事業者と向き合い、協定という手法を用い、国が実施できないレジ袋有料化に取り組み、容器包装廃棄物を削減させていくことは、他の先駆的な環境政策と同様に、自治体の重要な役割であったとも考えられるのである。

この点で、「レジ袋有料化の全国一斉実施は、海洋プラスチック問題への関心の高まりやG20大阪サミットの開催など国際的な要請のもと国策として実施されたが、全国各地の地道な活動があって国民の理解が得られたことは間違いない」との指摘は(堀 2022:9)、正鵠を得ているといえる。また、国の「緩やかな統制」の中でも、自治体として統制の枠組みを活用しつつ、一定の裁量をもって取組を進め、地域の環境改善につなげていくことも重要と考えられるのである。

さらに、レジ袋有料化義務化という国策の実施後であっても、自治体には、例えば、地域で構築してきた事業者や市民との関係を活用しながら、国の対象以外のレジ袋有料化等に取り組む、プラスチック製の容器包装等の紙製容器等への転換を促すなど独自の取組を継続していく必要もあろう。こうした点では、プラスチック問題への関心が高い中で、自治体として、いかなる事業に取り組み、循環型社会の構築につなげていけるかが問われているのである。

このように本稿では、レジ袋有料化義務化における自治体の取組の位置づけを提示できたものの、レジ袋有料化義務化の法的課題については論じられていない。こうした点については今後の課題としたい。さらに、2022年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されており、レジ袋有料化義務化とも関係しているが、同法の地方への影響等についても今後の課題としたい。

[注]

- 1) 情報公開等の試み、環境アセスメントの制度化など、自治体の「『先取り施策』の中には、その効果が確認された後、広く全国の自治体はその施策を展開し、やがては国も同様の措置を講ずることになったものも数多くみられる」とされる(昇 2002:59)。
- 2) 法律に基づく計画策定については「努力義務や、できる規定であっても、構造上策定せざるを得ないような状況になっている」「策定状況の公表をされているというのが(原文ママ)自治体からすると、他の団体との並びで、議会や住民との関係で策定せざるを得ないような状況になっている」(地方分権改革有識者会議の第3回計画策定等に関するワーキンググループ⁶の勢一座長発言)とされ、取組状況の公表は統制・誘導の手法ともいえる。こうしたことも踏まえ、「計画策定等における地方分権改革の推進について(令和5年3月31日閣議決定)」では、計画行政の推進に当たっての重要事項として、「非策定・未策定の団体名を公表することで、実質的な義務付けであると受け止められることのないようにすること」とされた。
- 3) 産構審の議事要旨には発言者が明記されていないものもあり、中環審のものを用いた。
- 4) 第24回産構審環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ(2005年6月16日)。
- 5) リサイクル推進室長は「憲法の関係とかあるいは法的なほかの容器包装の公平性の問題とかそういったことがどうしても絡んでまいりますので、有料化を法律で義務付けるところまではなかなか難しいというようなことであつたというふうに記憶をしております」と発言していた(2006年6月27日第42回中環審部会)。
- 6) 中環審部会(2005年6月13日)大塚直委員発言。
- 7) 同改正には促進法でいう「事業者の創意工夫を引き出し、自主的取組みを促進」させ、「行政目的の推進を図ろう」とする意図があるといえる(小幡 2015:172)。
- 8) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長答弁(2006年5月16日第164回国会衆議院環境委員会)。
- 9) 2007年1月11日 日本経済新聞夕刊3頁。容リ法の改正が協定によるレジ袋有料化を後押ししたことを指摘するものもある(2007年5月8日朝日新聞朝刊名古屋27頁)。
- 10) 2007年5月8日朝日新聞朝刊名古屋27頁。
- 11) 2009年5月11日 日本経済新聞朝刊25頁。
- 12) 名古屋市は、第1期の地域計画について改訂を行っており、ごみ処理を受託している清須市などとともに、名古屋地域の計画として策定している。
- 13) 2008年9月4日 日本経済新聞地方経済面北海道1頁。
- 14) 2015年度調査は全市区町村が対象であり、政令市等は区分されていないため、表1では取り上げていない。
- 15) 2014年度の提出は2015年度、2019年度の提出は2020年度であり、それぞれ2015年度、2020年度にとりまとめ内容が公表されている。
- 16) 2015年度環境省調査では、取組方針として「レジ袋全廃」又は「レジ袋有料化」において、「実施済みで、将来も実施の見込み」又は「実施済みだが、将来は縮小・中止の見込み」と回答した自治体404のうち、コンビニが不参加と回答したのは184(46%)であった。
- 17) 2016年1月22日 日本経済新聞「海のプラごみ 増加に警鐘」。
- 18) 2018年6月18日 iJAMP 中央官庁だより『思いは欧州と同じなのに=環境省①』。
- 19) 環境団体グリーンピースは「日米が署名しなかったのは恥ずべきことだ」とした(2018年6月12日佐賀新聞)。
- 20) プラスチックごみ問題は「『安倍首相が強い関心を持ち、官邸の意向が強く反映する最重要案件』(別な幹部)」とされ、官邸の意向も強かった(杉本 2019:4)。
- 21) 2018年10月13日毎日新聞朝刊1面。
- 22) 2018年10月19日 iJAMP 小売業界、「国に縛ってほしい」=政府主導の規制望む—レジ袋有料化。
- 23) 日本経済団体連合会「『プラスチック資源循環戦略』策定に関する意見」。

-
- ²⁴⁾ 2018 年 11 月 21 日 iJAMP 記事 レジ袋有料化、業者間で不公平ない制度に=早期の法制化要望—チェーン協。
- ²⁵⁾ 「レジ袋は、我々の生活の中に深く浸透し、我々の生活の中にある使い捨てプラスチックを象徴するもの」とされる(環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 2020:21)。
- ²⁶⁾ 2019 年 6 月 3 日環境大臣記者会見。
- ²⁷⁾ 2019 年 6 月 24 日 iJAMP 中央官庁だより 目玉政策奪われる。=環境省①。
- ²⁸⁾ 2019 年 6 月 24 日 iJAMP 中央官庁だより「世耕 VS 原田」大臣対決の行方=経産省①。
- ²⁹⁾ 2020 年 1 月 14 日 iJAMP 中央官庁だより 二つの基準に困惑も=経産省②。

[参考文献]

- 磯崎初仁(2021)『立法分権のすすめ—地域の実情に即した課題解決へ』ぎょうせい
- 磯崎初仁(2023)『地方分権と条例—開発規制からコロナ対策まで』第一法規
- 井田徹治(2019)「脱使い捨てプラスチック 動き始めた世界、取り組み遅れる日本」『科学』Vol.89 No.1、35-41 頁
- 井田徹治(2020)「第 3 回日本政府はなぜ、海洋プラスチック憲章に署名しなかったのか」『野鳥』No.847、32-34 頁
- 伊藤修一郎(2002)『自治体政策過程の動態 政策イノベーションと波及』慶応義塾大学出版会
- 今井照(2018)「「計画」による国-自治体間関係の変化~地方版総合戦略と森林経営管理法体制を事例に」『自治総研』477 号、53-75 頁
- 大森彌(2000)「分権改革と地域福祉」大森彌編著『分権改革と地域福祉社会の形成』ぎょうせい、42-51 頁
- 大森彌(2002)「福祉政策の特質」松村祥子・大森彌編著『福祉政策 1:福祉政策の形成と実施』放送大学教育振興会、11-18 頁
- 小幡雅男(2015)「促進型の政策推進型法制と基本方針の機能—氾濫する基本方針規定と政策推進型法制—」『中央ロージャーナル』第 12 巻第 2 号、171-186 頁
- 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室(2020)「レジ袋有料化について」『ちようせい』101 号、16-21 頁
- 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(2006)「循環型社会形成推進交付金制度について」『都市清掃』59(273)、411-415 頁
- 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室(2007)『市町村分別収集計画策定の手引き(五訂版)』
- 環境省環境再生・資源循環局(2022)『循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル 令和 4 年 3 月改訂』
- 木村哲郎(2006)「循環型社会形成推進交付金制度と地域計画」『都市清掃』273 号、444-449 頁
- 北村喜宣(2021)『自治体環境行政法第 9 版』第一法規
- 北村喜宣(2023)『環境法第 6 版』弘文堂

-
- 久保はるか(1998)「環境行政の構造分析:「容器包装リサイクル法」の制定過程を事例に」
『本郷法政紀要』7、427-473 頁
- 久保はるか(2019)「環境省の研究試論(1)」『季刊行政管理研究』167号、36-56 頁
- 経済産業省・環境省(2019)『プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン』
- 経済社会のグリーン化メカニズムの在り方検討チーム(2000)『「経済社会のグリーン化
メカニズムの在り方」報告書』
- 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググル
ープ(2006)『容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書』
- 城山英明・細野助博(2002)『続・中央省庁の政策形成過程—その持続と変容』中央大学出版会
- 杉本裕明(2019)『週刊エネルギーと環境』2548号、3-4 頁
- 鈴木洋昌(2019)『総合計画を活用した行財政運営と財政規律』公人の友社
- 中央環境審議会(2006)『今後の容器包装リサイクル制度の在り方について』
- 中野かおり(2019)「我が国のレジ袋規制に関する動向—プラスチック資源循環戦略の答申
を受けて」『立法と調査』No.413、77-86 頁
- 昇秀樹(2002)「自治体の環境行政：何故、日本では自治体が国に先行して環境施策を展開し
てきたのか?」『法政論叢』38巻2号、56-61 頁
- 堀孝弘(2022)「2020年7月以前のレジ袋有料化の普及について」『人間と環境』48巻2号、
2-11 頁
- 松井望(2017)「『基本方針による管理』と計画化:総合戦略と総合計画を事例に」『公共政
策研究』17巻、40-51 頁
- 真淵勝(2020)『新版行政学』有斐閣
- 寄本勝美(1998)『政策の形成と市民』有斐閣